

小泊村権現崎におけるカンボジア船籍木材運搬船座礁事故に係る報告

青森県小泊漁業協同組合 指導課長 山内 芳一

1 事故の顛末

平成17年2月11日05時58分頃、カンボジア船籍でロシアの会社が運航する木材運搬船「HELENA」(2,736トン)が、青森県北津軽郡小泊村(現中泊町)小泊岬北灯台より300メートル南の地点に座礁した。事故原因は、航海士が当直交代せずに自室に戻り操舵室が無人となったため座礁したもので、まさに人災以外の何ものでもない事故である。

事故当時は、北西の季節風が激しく視界不良であった。しかし、人命救助を最優先に青森県水難救済会小泊救難所は救助船の出動及び陸上2班を編成して救助にあたった。現場は切り立った崖の下であり付近には道路もなく、夏場でも数時間を要する所であり、積雪の中、陸上班及び救助船とも救出には困難を極めたが、八戸海上自衛隊のヘリコプターが僅かな好天の合間を縫って救助に当たり、乗組員全員を無事救出することができた。

事故当日の午後には、油の流出状況調査のため救難所の2隻の指定船を事故現場に派遣したが、依然として時化模様であり、現場海域では薄い油膜が確認された程度であった。

当該海域は、津軽国定公園の区域内で、アワビ、サザエ等の貝類、ノリ、ワカメ等の海藻類及びヤリイカ(小型定置網、棒受網漁業)等の好漁場で、時化等による船体の破損と燃料油等の流出、積荷の木材の漂流等により漁場環境及び船舶の航行等に甚大な被害を発生させる恐れがあり、その対応が急がれた。

座礁船の概要(木材運搬船)

船籍 : カンボジア

所有者 : MOUNTAIN STAR INCORPORATED BAHAMA NASSAU

運航者 : SANTA LIMITED (ロシアナホトカ)

全長 : 102.27m

幅 : 14.05m

乗組員 : 28名(男26名、女2名、全員ロシア人)

製造年 : 1969年(船令36年)

積荷 : 木材9,700本

燃料 : A重油45kl、C重油146kl(調査の結果B重油) 潤滑油8kl

* 船主責任保険未加入(平成17年1月13日で期限切れ)

2 関係者の対応

事故当日に小泊漁業協同組合長を本部長とする「カンボジア船遭難対策本部」が設置され、船体の早期撤去、燃料油及び木材の早期回収を所有者等に要請することを決定した。

2月14日には小泊漁協に設置した対策本部を小泊村役場に移し、「カンボジア木材運搬船座礁災害対策本部」とし、本部長を小泊村長（平成17年3月28日合併により中泊町長）として対応にあたった。

災害対策本部は、早期解決を図るため弁護士を依頼した。

青森海上保安部は、燃料油が大量に流出した場合の対応として「緊急時対応計画概念図」を作成し、漁業者等に周知した。また、海上保安庁機動防除隊はオイルスナーの搬入、敷設方法等専門的な面を指導周知した。海上保安部、青森県は緊急時のために油処理剤、散布機、オイルフェンス及び油吸着マット等を大量に搬入した。

漁業者及び町民等は、大量の木材が漂着した付近の岩礁で流出した油が付着した木皮、木片を5月12日から3日間延べ191名、漁船45隻を動員して33.09tを回収し焼却処分した。



座礁事故直後の HELENA
(写真提供：青森海上保安部)



HELENA と漂着した木材

3 座礁船の油抜き、木材の回収作業

災害対策本部はサルヴェージ業者に依頼して、3月4日から3月28日の間に112.6klの海水混じりの油を抜き取り、処分した。

青森県は、漂流、漂着している木材のうち少しの時化でも再流出のおそれのある特に危険な木材およそ3,000本を回収し、仮置きしている。



回収作業の様子



回収作業の様子



回収した木材

4 沿岸域の被害状況

事故当時は、岩ノリ漁業の最盛期であったが、油が付着して中止せざるを得なかった。また、事故地点はヤリイカ小型定置網漁業、棒受網漁業の好漁場であるが、座礁船による漁場の喪失及び漂流木材による事故のおそれのため、その付近での操業を中止、又は自粛を余儀なくされ、水揚げは大幅に減少した。

現在も座礁船は放置され、木材は時化により流出して海上に漂流または新たに海岸に漂着しており、船舶の航行等に支障を来している。

海上保安部、青森県、中泊町（旧小泊村）及び小泊漁協は、船舶航行の安全のため木材の漂流、漂着状況を随時調査している。

5 乗組員の帰国

2月中旬乗組員28名の内、船長、一等航海士、二等航海士を除いて、富山新港より僚船「HELENA」で、ロシアに帰国した。残る3人も取り調べ終了後富山新港から帰国した。

6 防除費用や損害賠償について

災害対策本部が依頼した弁護士は、ロシアのナホトカに行き運航者に対し対応を求めたが、全く対応がなされなかった。

また、座礁船の所有者は、船舶及び燃料油を放棄する旨の書面を災害対策本部に送付してきた。木材には、所有権がないとのことであったので、同弁護士は木材の所有者である木材買受会社にも出向いたが、これも誠意ある対応がなされなかった。

船骸撤去、防除費用、漁業被害他に係る一切の費用は、加害者が支払うのは当然の義務であるので、災害対策本部は所有者及び運航者に対し、再三にわたり請求をしているが、全くそれに応じていない。

漁業者等は、まだ手が付けられていない座礁船の早期撤去、大量に漂着している木材の早期回収を望んでいる。しかし、その費用が高額であるため関係当局では現在のところ検討中である。これらに係る費用及び既に回収された油抜き取り費用は、数億円とされ、その費用は、一漁協、一町村のみが負担することは不可能であり、国、県等の財政支援を求めているところである。

なお、油の付着した木片、木皮の回収費用は、(財)漁場油濁被害救済基金の特定防除事業制度によって支弁を受けたもので、この費用も含め災害対策本部は所有者等に請求している。